

議第54号

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年5月30日

高島市長 福井正明

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号を次のように改める。

(2) 選定療養費

区分	金額
初診時選定療養費（医科）	7,000円
初診時選定療養費（歯科）	5,000円
再診時選定療養費（医科）	3,000円
再診時選定療養費（歯科）	1,900円

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。